

錦町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日

錦町長

錦町議会議長

錦町選挙管理委員会

錦町代表監査委員

錦町農業委員会

錦町教育委員会

錦町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、錦町長、錦町議会議長、錦町選挙管理委員会、錦町代表監査委員、錦町農業委員会、錦町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】 超過勤務時間の減少

平成 30 年度までに、一月における職員一人当たりの超過勤務の平均時間を平成 27 年度の実績（13 時間）より 20%以上減少させ、10 時間にする。

【2】 管理的地位への女性の登用

平成 28 年度から平成 30 年度の管理職にある職員に占める女性割合を、平成 27 年度の実績（12.5%）より 8%以上引き上げ、20%以上にする。

【3】 男性職員の配偶者出産休暇取得の促進

平成 30 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を 80%以上にする。

【4】 男性職員の育児休業取得の促進

平成 30 年度までに、育児休業を取得する男性職員を一人以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3.で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【1】 超過勤務時間の減少

平成 28 年度より、新たに毎月 15 日を定時退庁日に設定するとともに、管理職が各職員に早期退庁を勧奨する。

【2】 管理的地位への女性の登用

主幹・係長クラスの女性職員に対し積極的に研修を受講させるなど、管理職となるべき職員育成を図る。

【3】 男性職員の配偶者出産休暇取得の促進

制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働きかける。

【4】 男性職員の育児休業取得の促進

男性が育児休業を取得できる職場環境の整備を図る。